

# 令和3年度 第25回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和4年3月25日（金） 午後3時から4時5分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

## 三 出席者

- |         |      |       |         |      |  |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員  | 委員長  | 小松哲也  |         |      |  |
|         | 委員   | 中本久美子 |         |      |  |
|         | 委員   | 上田博久  |         |      |  |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 川本晴彦  | 次長兼任用課長 | 前田俊和 |  |
|         | 給与課長 | 川口豊長  | 主 幹     | 尾田聡子 |  |
|         | 係 長  | 米田康孝  | 係 長     | 足立陽子 |  |
|         | 係 長  | 山口玲夏  |         |      |  |
- ※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

## 四 議 題

- 議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について（組織改正等関係）  
議案第2号 人事委員会規則の一部改正について（初任給調整手当関係）  
議案第3号 人事委員会定めの一部改正について（警察職員の特殊勤務手当関係）  
議案第4号 人事委員会規則の一部改正について（管理職員特別勤務手当関係）  
議案第5号 人事委員会規則等の一部改正について（勤務時間関係）  
議案第6号 人事委員会規則等の一部改正について（任用関係）  
議案第7号 選考により採用する職に係る承認について（薬剤師）  
議案第8号 行政不服審査法の規定に基づく弁明書の作成に係る専決処分の承認について

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第7号は公開、議案第8号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

人事委員会規則等の一部改正（組織改正等関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

以下のとおり規則及び定めの一部を改正する。

#### 1 改正する規則等の名称

##### （1）令和4年度組織改正関係

- ① 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）
- ② 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）

- ③ 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）
- ④ 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について（平成19年第200600204250号）
- ⑤ 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）

(2) 公平委員会受託事務関係

- 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）

## 2 概要

(1) 令和4年度組織改正関係

① 職員の職務の級の分類に関する規則

組織の再編、職の見直し等に伴い、職員の職務の級の分類を一部改正する。

<知事部局>

○行政職給料表

- ・組織の追加（「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局共通」「ささえあい福祉局共通」）
- ・組織区分の改正（行財政改革局人事企画課→人事企画課）
- ・本庁の新型コロナウイルス感染症対策本部事務局共通の職：部長級「局長」の新設（9級）
- ・本庁のささえあい福祉局共通の職：課長級「副局長」の新設（7級）
- ・本庁共通の職：次長級「サイクルツーリズム振興監」の新設（8級）
- ・本庁共通の職：「官房長」の級の変更（6級→6級及び7級）
- ・本庁共通の職：次長級「デジタル戦略監」「通商物流戦略監」の削除（8級）
- ・総合事務所の農林局の職：所長等又は課長補佐級「チーム長」の新設（4級～6級）
- ・地方機関の東部農林事務所の職：所長等又は課長補佐級「チーム長」の新設（4級～6級）
- ・地方機関の東部地域振興事務所の職：副所長等又は課長補佐級「チーム長」の削除（4級～6級）

○研究職給料表

- ・知事の事務部局共通の職：所長等級「参事」の新設（4級）

<教育委員会>

○行政職給料表

- ・本庁の美術館整備局の職：課長級「美術振興監」の新設（7級）

<警察>

○公安職給料表

- ・警察本部共通の職：課長級「組織犯罪対策官」の新設（7級）

② 管理職員等の範囲を定める規則

組織の再編、職の見直し等に伴い、管理職員の範囲を定める当該規則別表に規定する職員を一部改正する。

<知事部局>

- ・本庁「サイクルツーリズム振興監」の追加
- ・本庁「デジタル戦略監」「通商物流戦略監」の削除
- ・東部地域振興事務所「チーム長」の削除
- ・東部農林事務所「チーム長」の追加

<教育委員会>

- ・本庁「美術振興監」の追加

③ 管理職手当に関する規則

組織の再編、職の見直し等に伴い、管理職手当の支給区分を定める当該規則別表第1に規定する職、及び管理職手当月額を定める規則別表第2に規定する備考第1項で定める特定職を一部改正する。

<知事部局>

○規則別表第1

- ・ 所属の名称変更（行財政改革局職員人材開発センター→職員人材開発センター）
- ・ 本庁1種：「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の局長」の追加（非特定職）
- ・ 本庁2種：「サイクルツーリズム振興監」の追加（非特定職）
- ・ 本庁2種：「東京本部の本部長」「関西本部の本部長」「原子力安全対策監」の規定位置を建制順に変更
- ・ 本庁2種：「官房長（人事委員会が承認したものに限る。）」の追加（非特定職）
- ・ 本庁2種：「デジタル戦略監」（非特定職）「通商物流戦略監」（特定職）の削除
- ・ 本庁2種：所属の名称変更（消費生活センター→くらしの安心局消費生活センター）
- ・ 地方機関の東部農林事務所4種：「チーム長（人事委員会が承認したものに限る。）」の追加（特定職）
- ・ 地方機関の東部地域振興事務所4種：「チーム長（人事委員会が承認したものに限る。）」の削除（特定職）

○規則別表第2 備考

- ・ 備考第1項第1号：所属の名称変更（行財政改革局職員人材開発センター→職員人材開発センター）
- ・ 備考第1項第2号：通商物流戦略監の削除

<教育委員会>

○規則別表第1

- ・ 本庁2種：「美術振興監」の追加（特定職）

○規則別表第2 備考

- ・ 備考第1項第5号：「美術振興監」の追加

<警察>

○規則別表第1

- ・ 警察本部3種：「組織犯罪対策官」の追加（非特定職）
- ・ 警察本部3種：隊長が所属する課の一部の変更（組織犯罪対策課→捜査第二課）

④ 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について

組織の再編、職の新設に伴い、通知を改正するもの。

<知事部局>

- ・ 所属の名称変更（行財政改革局職員人材開発センター→職員人材開発センター）
- ・ 2種の管理職手当を支給する職（次長相当職）の規定に、「官房長」を追加
- ・ 4種の管理職手当を支給する職（課長相当職）の規定に、「東部農林事務所のチーム長」を追加し、「東部地域振興事務所のチーム長」を削除

⑤ 給料表の適用範囲に関する規則

組織の名称変更、職の見直し等に伴い、教育職給料表（1）、教育職給料表（2）、研究職給料表、医療職給料表（1）、医療職給料表（3）を適用する職員の範囲を定める規定を一部改正する。

<知事部局>

○教育職給料表（1）（2）

- ・ 組織の名称変更（「スポーツ課又は関西ワールドマスタース推進黨の係長」→「スポーツ課又は

ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課の係長)」

○研究職給料表

- ・生活環境部の参事を追加

○医療職給料表（1）

- ・子育て・人財局の参事を追加

○医療職給料表（3）

- ・鳥取看護専門学校及び倉吉総合看護専門学校の看護師を追加

(2) 公平委員会受託事務関係

○ 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

委託団体からの依頼に基づき、当該団体における職の設置等を踏まえ、管理職員等の範囲を定める規則別表を一部改正する。

<改正依頼のあった団体 2 団体> 江府町、鳥取県町村総合事務組合

江府町

「中学校」を「義務教育学校」に改めて「副校長」を追加し、「小学校」を削る

鳥取県町村総合事務組合

機関名を「組合長の補助機関」から「管理者の補助機関」に改正（平成 29 年度の改正漏れ）

4 施行日

令和 4 年 4 月 1 日（ただし、警察における職の新設等に伴う改正は令和 4 年 3 月 28 日）

【質疑等】

委員：事前送付いただいた案から一部変更ありとの説明だが、理由は何か。

事務局：子細には聞いていないが、管理職の人事は知事決裁であり、事前説明は行っているものの最後まで変わる可能性があるもの。当委員会としても柔軟に対応していきたい。

◇議案第 2 号

人事委員会規則の一部改正（初任給調整手当関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり人事委員会規則の一部を改正する。

1 改正する規則の名称

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和 37 年鳥取県人事委員会規則第 10 号）

2 概要

令和 4 年 2 月議会で職員の給与に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第 3 号）の一部が改正され、獣医師の人材確保を図るため、獣医師の初任給調整手当の支給上限額及び支給期間の改正が行われたことに伴い、規則で定める同手当の月額（規則別表）等について所要の改正を行う。

	改正後	改正前
生涯支給総額	6, 576 千円	2, 700 千円
支給上限額	60 千円/月	45 千円/月
支給期間	20 年間	9 年間

### 3 施行日

令和4年4月1日

#### 【質疑等】

委員：他県と比較してもかなり思い切った増額ではあるが、それで人材が確保できるか。民間獣医の水準等がわからないと判断しづらい。

事務局：他県と比較した場合、生涯支給総額は北海道、岐阜県に次ぐ第3位となる。

一見約200万円から約600万円への増額ではあるが、実際には生涯支給総額で400万円の増額。そこまで大きなインパクトはないかもしれないが、逆にこれで人材が確保できるなら決して高すぎるものではない。

民間獣医については、比較できるデータがない。

委員：近隣県が支給額を引き上げた以上、当県も引き上げざるを得ないことは理解できる。

事務局：効果からいえば、準備金のような一括支給の方が大きいのもかもしれないが。

委員：逆にこれまでの支給額が低かったところ、まず一段高くできたとも言えると思う。

委員：職員募集時に、アピールできれば。

事務局：県職員については、お金だけでなく、仕事に対する志もほしいところ。

委員：人材確保のために、様々な方法を試行していくことが必要。

事務局：インターンシップや奨学金の返済免除制度等も実施している。金銭的にとり得る手段はかなりとりしていると感じる。

#### ◇議案第3号

人事委員会定めの一部改正（警察職員の特殊勤務手当関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

以下のとおり定めの一部を改正する。

##### 1 改正する定め of 名称

警察職員の特殊勤務手当の運用について（平成4年3月27日付発鳥人委第159号）

##### 2 概要

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）が公布され、クロスボウの所持の禁止等が新たに整備されたことから、特殊勤務手当の一つである銃器犯罪捜査手当の対象業務の適用範囲を拡大するため、警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部が改正された。この条例の一部改正に伴って、人事委員会委員長通知について所要の改正を行う。

##### 3 施行日

令和4年3月25日（改正条例の施行日）

#### 【質疑等】

委員：当然の改正と考える。

#### ◇議案第4号

人事委員会規則の一部改正（管理職員特別勤務手当関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 【説 明】

以下のとおり人事委員会規則の一部を改正する。

- 1 改正する規則の名称  
管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年鳥取県人事委員会規則第26号）
- 2 概要  
管理職員が臨時又は緊急の必要がある場合などにおいて、週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当について、義務教育学校の副校長に「特6種」の区分を追加する。（平成30年4月からの義務教育学校新設に伴う関係規則の改正漏れ。）  
手当額は、学校規模（学級数）により定められており、勤務1回につき4,000円とする。
- 3 施行日  
公布日施行（適用日は令和4年1月1日）

## ◇議案第5号

人事委員会規則等の一部改正（勤務時間関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 【説 明】

以下のとおり規則及び定めの一部を改正する。

- 1 改正する規則等の名称
  - (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
  - (2) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
  - (3) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
  - (4) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
  - (5) 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則
- 2 概要
  - (1)～(4)
    - ア 休憩時間は一斉に付与することが原則となっており、一斉付与原則の適用を除外するには、人事委員会への協議が必要としていたが、柔軟に勤務時間が設定できるよう、人事委員会は適用除外をする際の基準を示し、任命権者（県費負担教職員については市町村教育委員会）の裁量で適用除外できるようにする。
    - イ その他規定の不備の修正。
  - (5) 上記アに伴う項の削除。
- 3 施行日  
令和4年4月1日

## 【質疑等】

- 委 員：勤務時間関係の改正とのことだが、重点は休憩時間か。
- 事 務 局：休憩時間の一斉付与の適用除外について、現在は交代制の場合と人事委員会と協議して定める場合のみとしているところ、基準を定めた上で任命権者が当該基準に合致すると判断すればできるように改正するもの。
- 委 員：実態にあわせた改正ということか。

事務局:例えば学校では給食があるため教員は昼も勤務が続き、事務職員と休憩時間にずれが生じる。  
 このような場合、現行規定では一々人事委員会に協議が必要な仕組みになっているが、現実的には自由利用が妨げられるなどの問題も生じないことから、現状を踏まえ今回規定を整備するものである。

委員:改正案の中に「第5項『及び』第6項」を「第5項『又は』第6項」に改正するような箇所があるが、これはどのような趣旨か。

事務局:全庁的なルールにあわせるものである。

委員:技術的な改正であり実質には変更はない、という理解でよいか。

事務局:これまでセットの請求のようにも読めていた規定について、法制担当の指摘を受け別々の請求であることを明定するものである。

委員:本来あるべき規定に、ということですね。わかりました。

#### ◇議案第6号

人事委員会規則等の一部改正（任用関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

以下のとおり規則及び定めの一部を改正する。

#### 1 改正する規則等の名称

- (1) 規則 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員規則第11号）
- (2) 定め 職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針

#### 2 概要

人事委員会が作成した任用候補者等名簿（以下、「名簿」という。）に登載された任用等候補者の中から、任命権者が採用・昇任者を選択する手続きについて、実態にあわせ改正するもの。

#### (1) 現行

##### ①規則

事務の流れ	根拠規定
ア 名簿の閲覧 ・任命権者は人事委員会に名簿の閲覧を請求 ↓ ・人事委員会は任命権者に名簿を閲覧させる	第33条
イ 採用等候補者の提示 ・任命権者は、採用・昇任を行う都度、あらかじめ人事委員会に対し、 <u>採用・昇任候補者</u> の提示を請求 ↓ ・人事委員会は、請求を受けた都度、 <u>名簿</u> を任命権者に提示 ↓ ・任命権者は、採用・昇任者の選択結果を人事委員会に通知	第4条第3項  第34条  第7条

##### ②定め

任用候補者提示請求書、任用候補者提示書、名簿の様式等を規定

#### (2) 改正（案）

##### ①規則

事務の流れ	根拠規定
ア 名簿の閲覧 廃止	

イ 採用等候補者の提示 ・人事委員会は、名簿を作成したときは、任命権者に提示 （※採用等候補者の提示に関連する規定を削除） ↓ ・任命権者は、採用・昇任者を選択したときは、その結果を人事委員会に通知 ↓ ・人事委員会は、名簿を変更したときは、その都度任命権者に提示	第 34 条  第 7 条  第 29 条第 2 項他
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------

②定め

任用候補者提示書等の様式を廃止、名簿の不要な欄（「希望勤務庁」、「提示」欄等）を削除

3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日

【質疑等】

委員：業務が簡略化されるということか。

委員：結構なことだと感じる。

委員：採用候補の提示請求（改正前規則第 4 条第 3 項）等はなくなるのか。

事務局：なくなる。これまでは、任命権者に提示する名簿がない場合は人事委員会が適当と認める他の名簿から任用候補者を提示する（改正前規則第 34 条第 2 項）など現実的でない規定もあったところ、採用「候補者」名簿の提示に改めるもの。

◇議案第 7 号

選考により採用する職（薬剤師）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第 19 条第 2 項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
薬剤師	2 名程度	職員の欠員による補充

2 採用予定日

令和 5 年 4 月 1 日

3 選定方法

病院局において選考を実施

(1) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）の成績により合格者を選考  
※面接試験については、遠隔地の面接官とリモート形式で面接を実施予定

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和 38 年 4 月 2 日以降に生まれた者（59 歳以下）

イ 資格・免許

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条に規定する薬剤師免許を有する者又は令和5年4月30日までに同免許を取得する見込みの者

(3) 試験実施スケジュール（予定）

4月中下旬	募集開始
5月20日（金）	募集〆切
6月5日（日）	試験日
6月20（月）	合格発表

4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第8号

行政不服審査法の規定に基づく弁明書の作成に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

六 次回人事委員会の開催

令和4年4月18日（月）午前9時40分から開催することとした。